

別記（第 2 条関係）

第 1 支給対象者

- 1 子育て世帯への臨時特別給付金（以下「子育て特別給付金」という。）は、令和 2 年 4 月分の法による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者に対して支給する※。

※ 法附則第 2 条第 1 項の給付の受給者を除く。

- 2 1 に規定するほか、子育て特別給付金は、令和 2 年 3 月分の児童手当の受給者であつて、当該者に係る支給要件児童（法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する支給要件児童をいう。）又は中学校修了前の施設入所等児童（同項第 4 号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）が 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者に対して支給する。

- 3 1 及び 2 の規定にかかわらず、子育て特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に 1 または 2 に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

① 令和 2 年 3 月 31 日（令和 2 年 3 月分の児童手当の支給要件児童又は中学校終了前の施設入所等児童については令和 2 年 2 月 29 日。以下「基準日」という。）後に受給者等が死亡した場合（この 3 の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
② 基準日後から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童であることを受給者等に子育て特別給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合	左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者（以下「施設等」という。）
③ 基準日後から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしている当該者の配偶者（現に第 2 の対象児童を監護し、かつ、	左欄に掲げる当該者の配偶者

これと生計を同じくする者に限る。) がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て特別給付金を支給する市町村に到達した場合	
--	--

第2 対象児童

第1に規定する者（以下「支給対象者」という。）に支給される子育て特別給付金の対象児童（子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、支給対象者に支給される令和2年4月分の児童手当に係る児童及び同年3月分の児童手当に係る児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、又は死亡したことにより、令和2年4月1日時点において支給要件児童若しくは中学校修了前の施設入所等児童でない児童に限る。以下同じ。）とする。